

令和7年度こども療育交通費助成事業

4月から新たに、糸魚川市外（近隣市町村は除く）の医療機関や療育施設などへ定期的に受診・リハビリ等で通院している方の経済的負担への支援として、翠ペイポイントを助成する「こども療育交通費助成事業」を実施します。

※こども療育高速道路料金助成事業及びガソリン代助成事業は令和6年度で終了しました。

1 対象者

当該年度末に18歳以下のお子さんを養育している方が対象です。以下の条件に当てはまるときは、受給できますのでご確認ください。

令和8年3月31日時点で、18歳以下で下記のいずれかに該当するお子さんを養育している。

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ② 福祉サービス利用者（児童発達支援・放課後等デイサービス等）
- ③ 特別児童扶養手当受給者、自立支援医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者
- ④ 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室在籍者（過去の在籍も含む）
- ⑤ 適応指導教室利用者（過去の在籍も含む）
- ⑥ こども課への相談者（療育相談、発達相談、こどものこころ相談他）
- ⑦ 医師が療育に必要な治療等と認めるもの。※医師の意見書（任意）が必要となります

はい

いいえ

市外注1の対象施設注2で障害に関係のある治療、リハビリ、療育を年4回以上受けている方。（申請日から1年前までの間）

※障害に関連する治療等が対象となります。怪我の治療や風邪、歯科などの一般的な治療は対象外です。

注1 市外の内、近隣市町村（上越市、妙高市、長野県小谷村、長野県白馬村、富山県朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市、上市町、立山町、舟橋村）は対象外です。

注2 対象施設…医療機関、大学、障害福祉サービス事業所（児童発達支援のサービス提供事業所）等

はい

いいえ

助成の**対象**です

助成の**対象外**です

◆助成額

通院日数	通院先	付与ポイント
年4日以上 の通所、通院	市外の対象施設 ※市外の内、近隣市町村（上越市、妙高市、長野県小谷村、長野県白馬村、富山県朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市、上市町、立山町、舟橋村）は除きます。	翠ペイ 25,000ポイント ※ポイントの有効期間は付与日から12か月になります。

※同日に複数の医療機関等に通院しても1日分の算定となります。

※1年度に申請できるのは1回だけとなります。

2 申請期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※申請は1年度に1回のみとなります。

3 申請方法

①オンライン申請

二次元コードから電子申請システムにアクセスして、必要事項の入力、画像を添付して申請してください。



<https://logoform.jp/form/uqfT/780018>

②窓口申請

必要書類を持参し、糸魚川市役所福祉事務所又は能生事務所、青海事務所窓口で申請します。

申請受理後、概ね1か月以内に指定の会員コードにポイントを付与します。

4 申請前にご準備いただくもの

(1) 翠ペイの登録

①事前にデジタル地域通貨「翠ペイ」の会員登録を行ってください。

※アプリのダウンロード及び会員登録方法は、糸魚川市デジタル地域通貨振興協会のホームページをご覧ください。

②会員情報（アカウント情報）の姓名は、申請者の氏名（本名）で登録（修正）してください。

③申請中、会員コード（8桁）とCD（2桁）を入力する項目がありますので、メモしておいてください。

翠ペイ

検索

<https://suipay.jp/>



(2) 添付資料の準備

①本人確認できる書類の写真、画像をご準備願います。（窓口申請は原本をお持ちください）

※免許証、マイナンバーカード（顔写真のついている表面）、保険証 等

②通院日が確認できる書類の写真、画像をご準備願います。（窓口申請は原本をお持ちください）

※診療日が確認できる診療報酬明細書等 4日分をご準備願います。

※申請日前1年以内分からの通院日が対象となります。なお、過去にこども療育交通費助成（ガソリン・高速道路料金）で申請した通院日は対象外になります。

※同じ日に複数の施設に通院した場合であっても1日分として算定します。

※画像は記載内容が読み取れるようご注意願います。

<該当する方のみ>

※特定疾病医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者に該当する方は、県の交付する受給者証の写真、画像をご準備願います。（窓口申請は原本をお持ちください）

※医師が療育に必要な治療等と認めるものに該当する方は、医師の意見書（任意）の写真、画像をご準備願います。（窓口申請は原本をお持ちください）

【お問い合わせ】

糸魚川市 福祉事務所 福祉サービス係
受付時間 8:30～17:15（土・日、祝日除く）
電話 TEL 025-552-1511（代表）
メール fukushi@city.itoigawa.lg.jp

※デジタル地域通貨「翠ペイ」の登録方法等のお問い合わせは下記までお願いします。

糸魚川市デジタル地域通貨振興協会（糸魚川信用組合内）
電話 025-552-9880